

# いまさら訊けない 建廃質問箱





## 目次 1/3



[質問](#)をクリックすると該当ページへジャンプします。

カテゴリー		質問	ページ
排出事業者	1	<a href="#">排出事業者となるのは？</a>	P.1
業許可	1	<a href="#">排出事業者が収集運搬する場合、許可は？</a>	P.2
	2	<a href="#">運搬受託者の許可は？</a>	P.3
	3	<a href="#">移動式がれき類破碎施設を用いる場合、処理業の許可は？</a>	P.4
処分品目	1	<a href="#">セメントミルク、固化前と固化後の処理方法は？</a>	P.5
	2	<a href="#">地山掘削時に出た岩盤の処理は？</a>	P.6
	3	<a href="#">現場事務所から出たコピー用紙のごみは？</a>	P.7
	4	<a href="#">リース契約した照明器具の蛍光管交換時の処置は？</a>	P.8
	5	<a href="#">アスファルト・コンクリートがらとコンクリートがらの違いは？</a>	P.9
委託契約	1	<a href="#">委託契約期間を変更したい場合は？</a>	P.10
	2	<a href="#">処分業者1社、収集運搬業者2社に処理を委託する場合の契約書は？</a>	P.11
	3	<a href="#">産業廃棄物処理の基本契約で排出場所は？</a>	P.12
	4	<a href="#">共同企業体工事の場合の排出事業者は？</a>	P.13
	5	<a href="#">予定数量より実績が増減する場合の契約書の変更は？</a>	P.14



## 目次 2/3



[質問](#)をクリックすると該当ページへジャンプします。

カテゴリー		質問	ページ
事前協議	1	<a href="#">事前協議の要否は？</a>	P.15
印紙税	1	<a href="#">委託契約書の保存期間は？印紙税上は？</a>	P.16
	2	<a href="#">収集運搬会社と処分会社が同一の場合、印紙はいくら？</a>	P.17
	3	<a href="#">委託契約書の期間のみ変更の場合、印紙はある？</a>	P.19
	4	<a href="#">予定数量と実際の数量は違う場合、印紙は予定数量で良い？</a>	P.20
収集運搬	1	<a href="#">収集運搬会社が運搬車両にリース車やレンタル車を使っていた場合は？</a>	P.21
	2	<a href="#">施工箇所から仮置場への運搬が自社運搬となるのはどのような場合？</a>	P.22
マニフェスト	1	<a href="#">下請による自己運搬の場合のマニフェスト交付担当者は？</a>	P.23
	2	<a href="#">マニフェストA票右上の照合・確認日欄のB 1票枠は？</a>	P.24
	3	<a href="#">中間処理後再利用されるもののマニフェストE票は必要？</a>	P.25
	4	<a href="#">マニフェストに記載する数量は？</a>	P.26
	5	<a href="#">マニフェストA票の照合・確認日欄の検印サインを行うのは誰？</a>	P.27
	6	<a href="#">マニフェストA票の照合・確認日欄は記入しなければならない？</a>	P.28



## 目次 3/3



[質問](#)をクリックすると該当ページへジャンプします。

カテゴリー		質問	ページ
建設リサイクル法	1	<a href="#">建設リサイクル法対象工事は？</a>	P.29
	2	<a href="#">木屑は必ず再生処理施設で処理しないといけない？</a>	P.30
	3	<a href="#">建設リサイクル法における解体工事？</a>	P.31



## 排出事業者1

**Q.** 元請業者が排出事業者になるとのことですが、商社やエンジニアリング会社も元請業者、すなわち排出事業者となるのでしょうか？

**A.** 建設工事等においては発注者から直接工事を請負った元請業者が排出事業者となります。したがって、商社やエンジニアリング会社が発注者から直接工事を請負う場合は排出事業者となります。





## 業許可1

**Q.** 元請業者（排出事業者）が収集運搬する場合は、許可は必要なのでしょうか？

**A.** 元請業者（排出事業者）が建設廃棄物を自ら収集・運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要です。車両に廃棄物の収集運搬の表示や運搬内容等の書面の携行が義務付けられています。

収集運搬基準 法12条第一項 参照





## 業許可2

**Q.** 運搬受託者は建設廃棄物の発生地と処分地の都道府県が離れている場合、発生地と処分地の都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可があれば良いのでしょうか？ 途中通行の県の許可は必要ないのでしょうか？

**A.** 発生地と処分地の収集運搬許可が必要ですが、途中通過する都道府県の許可は不要です。





## 業許可3

**Q.** コンクリートガラなどを、移動式がれき類等破碎施設を用い処理する場合、下請は処理業の許可が必要でしょうか？

**A.** 自ら処理ではないと解釈された場合は、下請（委託先）業者に移動式がれき類等破碎施設処理業の許可が必要となります。工事毎に許可申請を必要とする自治体もあるので注意してください。工事を発注する下請業者に処理も委託する場合であっても、工事請負契約以外に産業廃棄物処理委託契約を結び、マニフェスト管理する必要があります。



自ら処理については、自治体によって独自の考え方があるので、管轄自治体の窓口にお問い合わせするのがよからう。





## 処分品目1

Q. セメントミルクは、固化する前と固化した後では処理方法が違うのでしょうか？



A. 固化する前（泥状の場合）は「汚泥（管理型）」として排出し、中間処理施設で固化等の処理を行います。確実に固化した後（泥状でない場合）は「ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず（安定型）」として排出し、中間処理施設や安定型最終処分場で処理します。



## 処分品目2

**Q.** 地山掘削時に出た岩盤を破砕し処分する場合は、産業廃棄物として処理したほうが良いでしょうか？

**A.** 地山掘削時に出た岩盤の破砕物は、産業廃棄物には該当せず、残土と同様に処分することができます。その際は、最大粒径および粒度分布等受け入れ先の基準に留意して破砕等してください。





## 処分品目3

Q. 現場事務所から出るコピー用紙等は、家庭ごみと同じように処理して大丈夫でしょうか？



A. 基本的には（事業用）一般廃棄物として許可をうけた一般廃棄物処理許可業者に委託してください。ただし、家庭ごみと同じように自治体が処理してくれる場合もあります。管轄の自治体にお問い合わせください。



## 処分品目4

**Q.** リース契約した照明器具の蛍光管を、新品と交換した場合はリース会社が蛍光管を持ち帰っても良いのでしょうか？

**A.** リース契約の内容により対応が異なります。  
リース会社とメンテナンス契約を結んでいる場合は、メンテナンスとして交換する事になるため、リース会社が持ち帰って問題ありません。  
仮設事務所のリース契約に含まれる場合など、リース中は使用者の管理となる契約の場合は、使用者が交換し適正処理する必要があります。



## 処分品目5

**Q.** 「アスファルト・コンクリートがら」と「コンクリートがら」のちがいはなんでしょうか？

**A.** 「アスファルト・コンクリートがら（アスコンがら）」は、解体等したアスファルト・コンクリート（砂・砂利・採石などの骨材にアスファルトを加熱混合して結合したアスファルト混合物。道路舗装（アスファルト舗装）等に多く使われる。）を排出する際の廃棄物の品目です。

「コンクリートがら」は、解体等したコンクリート（セメントコンクリート。砂・砂利・採石などの骨材に水とセメントを混合して固結させたもの。建築物から舗装（コンクリート舗装）まで多くの用途に使われる。）を排出する際の廃棄物の品目です。



## 委託契約1



問い合わせ

(一社)東京建設業協会Tel 03-3552-5656

**Q.** 委託契約期間を変更する場合は、契約書の委託契約期間を二重線で消して修正し、その写しを互いに持てば良いのでしょうか？締結し直す必要はあるのでしょうか？

**A.** 新たに締結し直す必要はありませんが、委託契約期間が変更になったことがわかるように訂正するか、元契約に基づく覚書を締結することになります。訂正する場合は、

- ①訂正または削除する文字・数字の部分を二重線で消します。（修正液や修正テープ等で消すのは間違いです。修正前の内容が何であったか分からなくなるからです。）
- ②二重線で消したその上部に、正しい文字・数字を書き加えます。文字の加入のみの場合は、加入する位置に{ }（波カッコ）を使って書き加えます。
- ③訂正部分の近くの欄外、若しくはページ上段欄外に、訂正した行、削除した字数と書き加えた字数を「○行目、△字削除、□字加入」のように記載します。

[目次へ戻る](#)



## 委託契約2



問い合わせ  
 (一社)東京建設業協会 Tel 03-3552-5656

- Q.** 処分業者は1社、収集運搬業者は2社に処理を委託する場合、
- ① 処分業者との契約書の運搬業者の欄に2社を書いて良いのでしょうか？
  - ② 運搬業者を1社ずつとして処分業者との契約書を2つ作成しなければならないのでしょうか？

- A.** 建設業における産業廃棄物の排出事業者は元請事業者です。委託している以上、処分業者には元請事業者がどの運搬業者に委託して運搬してくるか予め知らせておく必要があります。
- ① 記載できるのであれば、収集運搬業者欄に2社を書いても構いませんが、同欄に「収集運搬会社一覧表による」と記載し、運搬業者名等の一覧を添付することもできます。
  - ② 処分業者との契約書は1通で構いません。



## 委託契約3

- Q.** 産業廃棄物処理の基本契約（年間契約）を締結する場合、
- ①排出場所の県ごとに契約書を分けて作成しなければならないのでしょうか？
  - ②排出場所を「関東一円」など曖昧な範囲での締結は可能でしょうか？

**A.** 産業廃棄物処理の基本契約（年間契約）を締結する場合、排出場所を、

- ①必ずしも県ごとに分けて作成する必要はありません。
- ②複数現場の廃棄物を委託基準に則り適切に処理委託ができると判断できる場合、複数の工事をまとめて一つの契約とすることができます。

「関東一円」からの排出として処理料金を定めることは可能です。ただし、マニフェストには排出した事業場の名称及び所在地を記載しなければならないので、基本契約に事業場一覧を添付し事業場の名称及び所在地を明確にします。また、収集運搬契約を締結する場合は、「関東一円」から想定される地域内の全自治体の許可を有していることを確認するか、許可を有していない自治体が存在する場合は、「関東一円（〇〇県、〇〇市を除く）」など記載すると良いでしょう。

[目次へ戻る](#)





## 委託契約4

**Q.** JV（共同企業体）工事の場合、廃棄物の処理委託契約書の排出事業者欄はどの様に記入すればいいのでしょうか？

**A.** 建設廃棄物処理委託契約書（以下、委託契約書という。）に限らず、工事にかかわる契約行為は、会社（JVの場合は全ての構成会社）から（JVの場合はJV協定書等にて）権限を委譲された者（JV代表会社や現場所長等）の住所・氏名で行います。ただし、契約者が代表者等となった場合でも、契約上の権利義務及び法的義務は全ての構成会社が共同して負うこととなります。

JVにおける委託契約書の契約権限に関する取決めがない場合は全ての構成会社が「事業者」となり連名にて契約することとなります。なお、仕様書等契約書類にJV工事の契約に関するルールの記載がある場合は、発注者に問合せ下さい。



## 委託契約5



問い合わせ  
(一社)東京建設業協会Tel 03-3552-5656

**Q.** 予定数量より実績が超過する場合のみ契約書の変更が可能なのでしょうか？  
予定数量より実績が少ない場合においても、同様に契約書の変更等の対応を行っても問題ないのでしょうか？

**A.** 予定数量より実績が超過する場合のみ契約書の変更が可能なわけではありません。予定数量より実績が少なく、減額する場合、契約書を変更することに問題はありません。ただし、減額であっても、印紙税法の重要な事項である「契約金額」の変更となるため、印紙が必要になります。  
【印紙額に関しては社内の税務担当者もしくは管轄の税務署にお尋ねください。】



通常、予定数量より実績が少ない場合は「印紙」金額の増加がないので、契約の変更は可能だが、契約変更しなくても構わないのじゃ。

[目次へ戻る](#)



## 事前協議1

**Q.** 産業廃棄物の処理をA県のB市にある中間処理施設へ委託することになりました。B市は事前協議が必要ないが、A県は事前協議が必要だと指導されました。このように県と市の行政により、違いがあることは他にもあるのでしょうか？また、今回の場合は、B市内なので、事前協議をしなくてもよいのでしょうか？

**A.** 産業廃棄物に関する権限は47都道府県知事のほか、いわゆる政令指定都市と中核市と廃棄物処理法で別途規定している市の市長が持っています。従って、権限を持つ市の市長は、自らの権限で事前協議の要否を決めることができます。よって、県とその県内の市とでルールが異なることはあります。ここで、B市がこの権限があり、条例や要綱等で、事前協議を求めているなければ、事前協議の必要はありません。



## 印紙税1



**Q.** 廃棄物処理の時に締結する委託契約書に貼付する印紙（印紙税）について、委託契約書の保存期間が廃棄物処理法上では5年となっていますが、印紙税法上は7年とされています。どのように考えればよろしいでしょうか？

**A.** 廃棄物処理法では、委託契約終了日から5年間の保存を義務付けています。また、印紙税法によると、2者間の文書による契約、覚書等の取り決め事項に関しては、印紙による納税が必要とされ、印紙税法の保存期間は7年とされています。

税務調査では、一般的に3～5年間さかのぼり調査しますが、印紙は委託契約書等の現物を見て、印紙の有無、金額等を確認します。通常は、過去5年間の委託契約書に正しく印紙が貼ってあれば問題ありません。

ただし、法人税を含め納税に関する疑義（悪質な違反＝故意に脱税）が生じた場合にはさらに2年間最大7年までさかのぼって調査し、書類を提出できなかった場合は、推測で課税されます。



## 印紙税2



**Q.** 廃棄物処理の時に締結する委託契約書に貼付する印紙（印紙税）について、収集運搬会社と処分会社が同一の場合、印紙はいくらのものを貼ればいいのか？

**A.** まずは、印紙とは、印紙税法の定めにより、契約書や領収書などに課税される税金を納めたことの証明として、書類などに貼る法定の切手のような紙片です。国税庁「印紙税額一覧表」に示されている20種類の文書が対象になります。  
産業廃棄物の収集運搬の委託契約書には、第1号の4文書（運送に関する契約書）が、処分のための委託契約書には、第2号文書（請負に関する契約書）が該当します。詳しくは、「国税庁 平成30年5月 印紙税の手引き」をご覧ください。

## 印紙税2の続き

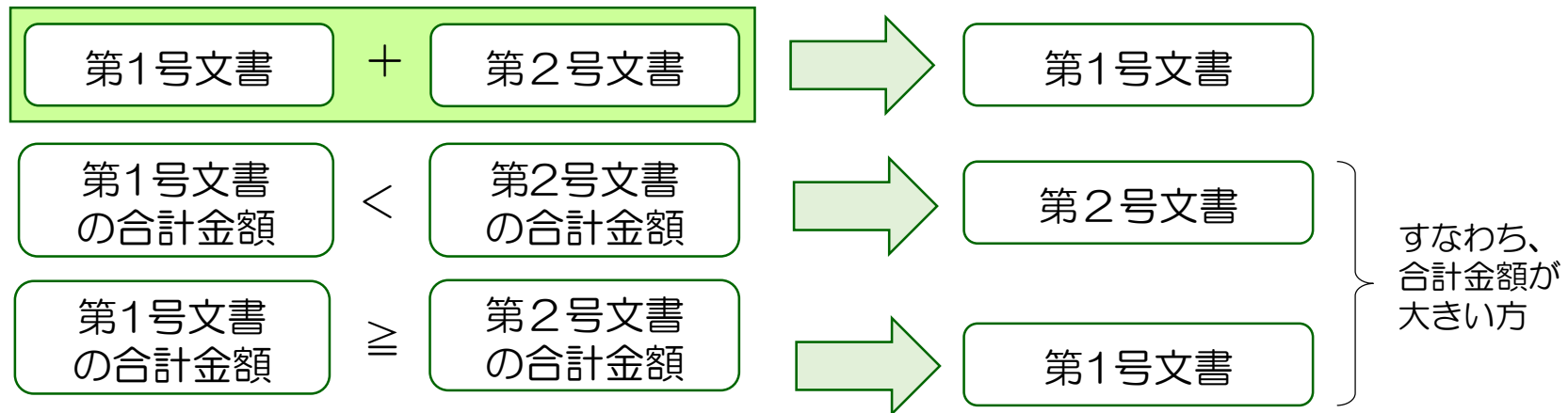
では、質問に戻ります。

前出の「国税庁 平成30年5月 印紙税の手引き」の「2以上の事項が併記又は混合記載されている文書（P.3）」によると、

“第1号文書と第2号文書とに該当する文書は、第1号文書に該当する”

また、

“第1号文書と第2号文書とに該当する文書で、その文書にそれぞれの契約金額が区分記載されており、第2号文書についての契約金額が第1号文書についての契約金額を超えるものは、第2号文書に該当する”  
と示されています。



したがって、以上より、収集運搬もしくは処分の合計予定金額の高い方に該当する印紙額の印紙を貼付することになります。



ただし、税金のことはわかりにくいので、管轄の税務署に確認するがよろう。



## 印紙税3

Q. 産業廃棄物処理委託契約書の委託契約期間のみを変更する場合、印紙を貼る必要はあるのでしょうか？



A. 印紙税法上、委託契約の収集・運搬は第1号の4文書、処分は第2号文書にあたります。課税対象かどうか（印紙の要不要）は該当文書の変更箇所が「重要な事項」であるか否かによります。どちらの文書も（委託）契約期間は「重要な事項」であり、課税対象文書となるので、印紙を貼る必要があります。



## 印紙税4



**Q.** 委託契約書に記入している数量等はいくまで予定です。工事を施工して発生する廃棄物の量は正確には出せないのが現実だと思います。実際に支払った金額と合わないのですが、何に対して課税（印紙税）されるのでしょうか？

**A.** 印紙税は委託契約書に課税されます。産廃の排出量ではなく予定契約数量に係る料金に対して課税されますので、委託契約書を作成する際には廃棄物処理法で決められている「廃棄物の数量、支払う料金」を明確にし、予定数量を算出し、見合った印紙を貼り付けます。収集運搬契約は印紙税法の「1号文書」、処分契約は「2号文書」になります。収集運搬業者と処分業者が同じ業者である場合は1通の契約書で委託契約出来ます。その場合は、収集運搬の予定金額と処分の予定金額の合計予定金額ではなく、どちらか予定金額の高い方に該当する印紙額の印紙を貼り付けます。





## 収集運搬1

**Q.** 委託した収集運搬会社が、運搬車両にリース車やレンタル車を使っていたが、これは、廃棄物処理法上、違反になりますでしょうか？

**A.** 収集運搬業の許可証に登録されていない車両で収集運搬するのは法律違反です。

産業廃棄物を収集運搬するには、収集運搬業の許可証に登録された車両でなければなりません。リース車であっても、許可証に登録されていれば問題ありません。

ただし、レンタル車のように短期間借用する車両を許可申請を認めていない自治体が多いようです。

レンタル車に使われる「わ（もしくは「れ」）」  
ナンバーを付けた収集運搬車両を見たら要注意ですぞ！



[目次へ戻る](#)



## 収集運搬2

**Q.** 舗装撤去工事において、廃棄物（アスコン塊）等を施工箇所から公道を通り一時仮置き（仮置場）してから中間処理施設へ運搬する際、施工箇所から一時仮置き（仮置場）への運搬が自社運搬となるのはどのような場合でしょうか？

**A.** 廃棄物（アスコン塊）の排出事業者である元請業者自ら仮置場へ運搬する場合には自社運搬となります。ただし、自社運搬の考え方については自治体によって異なることがあるため管轄自治体に確認する必要があります。

① 自社の社員が自社に使用権限のある車両で運転するのであれば、一般的にどこの自治体であっても、自社運搬と認めてくれます。

② 車両の使用権限者・自社の社員が運転・同乗については自治体により見解が異なりますので、管轄自治体に確認をする必要があります。



## マニフェスト1



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** 請負契約に従い一定の条件下（注）で下請による自己運搬を行なう場合、マニフェストの交付担当者は誰になるのでしょうか？

（注）：一定の条件下とは、平成22年廃棄物処理法の改正により新設された「第21条の3 第3項」の規定による。

**A.** 下請による自己運搬する場合であっても、産業廃棄物の排出事業者は元請業者であることから、当該産業廃棄物に係るマニフェストの交付者は元請業者となりますが、交付担当者は下請けの実際に運搬した者となります。「下請による自己運搬」

運搬に関してはマニフェストは不要ですが、「運搬受託者」欄には、「自己運搬」と記入しておくことが望ましいでしょう。



## マニフェスト2



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** 収集運搬を委託している場合、排出事業者にはマニフェストB1票は戻ってきませんが、A票右上の照合・確認日欄のB1票枠は、空白もしくは斜線で抹消すればいいのでしょうか？

**A.** 収集運搬を1社に委託する場合、B1票は収集運搬業者の控えとなり、排出事業者には返送されません。したがって、この場合は本欄は斜線等で抹消してください。  
B1票は収集運搬業者が2社の場合（積替・保管施設を経由して2社が運搬する場合）にのみ排出事業者に返送されます。



## マニフェスト3



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** コンクリート等の処分は、中間処理後再生クラッシュランとして再利用されると思われませんが、マニフェストのE票は必要でしょうか？

**A.** E票は、排出事業者が廃棄物の再生や最終処分が終了したことを確認するためのものであり必要です。





## マニフェスト4



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** 現場に台貫等の計量装置が無い場合、マニフェストに記載する廃棄物の数量は、予定数量を記入するのでしょうか？  
また、実際に処理された廃棄物の数量は、どのように確認すればよいのでしょうか？

**A.** 「廃棄物の種類と数量」の記入は、排出事業者がマニフェストを交付する場合の法で定められた事項です。数量は目測の容量 (m<sup>3</sup>) で構いませんので必ず記入してください。  
実際に処理された正確な数量が必要な場合は、数量欄を修正するのではなく、マニフェスト右下の「追加記載事項」欄を使用して処理業者に記載してもらってください。



## マニフェスト5



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** マニフェストA票右上の照合・確認日欄の検印又はサインは交付担当者が行うのでしょうか？

**A.** 照合・確認者と交付担当者は、いずれも元請業者の社員であれば同一でなくても構いません。

排出事業者（元請け）は、交付したマニフェストが法令で定める期間を超えても返送されない場合、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を確認し、適切な処置を講じなければなりません。



## マニフェスト6



問い合わせ  
建設マニフェスト販売センターTel 03-3523-1630  
(HPのよくある質問コーナーも見てください)

**Q.** マニフェストA票右上の照合・確認日欄は法的要求の記載事項ではないため、左下の「運搬の受託（1）」、「運搬の受託（2）」、「処分の受託（受領）」、「運搬の受託（処分）」、「最終処分終了日（埋立処分、再生等）」欄の記入があれば、照合・確認日欄は空欄でもよいのでしょうか？

**A.** 左下の欄は、産業廃棄物の処分等を受託した会社が記入する欄です。排出事業者は返送されたマニフェストB、D、E票とA票を照合・確認する必要があります。確認を実施した記録としての意味から、日付と確認者名を記載したほうが良いでしょう。





## 建設リサイクル法1

**Q.** 請負金額が1億円以上の建築物の新築工事は床面積が500㎡に満たなくても建設リサイクル法の対象工事となるのでしょうか？

**A.** 「新築工事」の場合は延床面積500㎡以上が対象であり金額は関係ないので対象外です。

建設リサイクル法の対象工事は次のとおりとなります。

- (1) 次の特定建設資材が使われている構造物  
コンクリート・コンクリート及び鉄から成る建設資材・木材・  
アスファルトコンクリート

かつ

- (2) 次の規模以上の工事

建築物の解体工事 床面積の合計80㎡以上

建築物の新築・増築工事 床面積の合計500㎡以上

建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等） 請負代金の額1億円以上

建築物以外の工作物の工事（土木工事等） 請負代金の額500万円以上





## 建設リサイクル法2

**Q.** 現場の近くに木屑を再生する施設がないのですが必ず再生処理施設で木屑を処理しなければならないのでしょうか？

**A.** 木材についてはリサイクル施設が工事現場から50km以内になく、再資源化が困難な場合、建設リサイクル法では適正な施設での焼却が認められています。





## 建設リサイクル法3

**Q.** 道路工事などにおいてアスファルト舗装や道路構造物の撤去、取り壊し作業が含まれている場合その費用は建設リサイクル法における「法第13条及び省令13条及び省令第4条に基づく書面」の解体工事に要する費用として記入するのでしょうか？

**A.** 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の目的は適正な解体費用等を発注者が支払うことによりリサイクルの推進及び適正処理を図ることです。  
したがって土木工事等の契約の中に解体工事（建築物以外の工作物の取り壊し）が含まれている場合は、その費用を記載する必要があります。



一般社団法人日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物部会